

[韓国] 特許法などの改正法公布(2022年4月20日施行)



1. 主な改正内容

(1) 特許・商標・意匠共通

- ① 拒絶決定不服審判の請求期間を、**拒絶決定謄本送達日から「30日→3ヶ月」に変更**。再審査請求(USのRCEに類似)、分割出願及び変更出願の請求期間も延長。
- ② 補正命令後の指定期限を徒過、審査請求期間を徒過、再審査請求期間を徒過、特許登録料未納によって消滅した権利の回復要件を緩和。
「その責めに帰することができない理由 → 正当な理由」に変更
- ③ 原出願に優先権主張がある場合、**分割出願時に優先権主張を自動で認定する分割出願の優先権主張の自動認定制度を導入**
(優先権主張をしない場合には、分割出願日から30日以内に優先権主張の取下げが可能)。

(2) 特許

- ① 拒絶決定不服審判において拒絶決定が維持された場合、その審決の謄本の送達日から30日以内に分離出願を可能にする**分離出願制度を新設**
※分離出願制度：拒絶決定不服審判において拒絶決定が維持された場合に、登録可能なクレーム発明を新たな特許出願に分離することができる制度。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。